

# 一般社団法人宇都宮村上塾トライアスロンスクール利用規約

## (目的)

第1条 本スクールは、トライアスロン（及び水泳、自転車、ランニング、及びそれに付帯する運動）に対する正しい理解と関心を深め健康な身体と健全な精神を養うとともに、トライアスロンおよびその関連スポーツの一流選手を育成および健康増進を促し、スポーツの振興を図ることを目的とする。

## (入会資格及び入会手続き)

第2条 本スクールに入会できる方は、各コース別に定められた条件に該当し本スクールの利用規約に賛同した方とする。

第3条 入会希望者は、WEBより入会手続きを行い、諸費用を決済のうえ、申込をする。

## (月謝・その他)

第4条 年会費・月謝等は、クレジットもしくは口座振替から引き落としするものとする。

第5条 一旦納入した入会金・年会費・月謝等は、その理由の如何に関わらず返金はしない。

## (レッスン日時)

第6条 会員は、希望に応じて、各コースに定められた曜日・時間内でレッスンを受けることができる。なお、フリーの時間帯には、フリーでも利用できる。

## (レッスン内容)

第7条 本スクールは、各クラスに応じたレッスン内容を定め、本スクールのカリキュラムに基づいて指導する。

## (休校及び退校)

第8条 何かの理由により休校しようとする場合は、当月10日までに休校手続きを事務局に届け出なければならない。(休校月の月謝は一律1,760円)

第9条 退校する場合は、前月の10日までに退校手続きを事務局に届け出なければならない。

第10条 休校及び退校の手続きをせずにレッスン料等未納の場合は月謝全額を請求する。

## (休業日)

第11条 本スクールの休業日は月曜日・及び指導者が大会遠征や合宿等で不在の日とする。

第12条 本スクールは施設整備・その他やむを得ない理由により臨時休校日とすることができる。

## (会員の心得)

第13条 会員は次の事を厳守することとする。

1. 施設内や練習時は、スタッフの指示に従い、ルールを守ること。
2. 秩序を守り、本スクールの目的に添うように努力すること。
3. 施設内や練習時は、指導者及び会員は気持ちよく挨拶をすること。
4. 秩序を守り、本スクールの目的に添うよう努力すること。
5. チームワークを守り、全員協力して常に楽しく真面目なスポーツマンらしい行動をとること。
6. 会員は本スクール指定の水着等を使用すること。(キッズのみ)

7. スクール内において用具等を使用する場合はスタッフの指示にしたがうこと。
8. 貴重品は各自の責任のもと管理すること。必要な方は、プール内では鍵付きロッカーを使用のこと。

(コース変更)

第14条 練習日及び時間の変更は定員の枠内で認める。希望者は前月10日までにコース変更手続きを事務局に届け出ること。(コース変更手数料 660円)

(決済方法変更)

第15条 決済方法の変更を希望する方は、前月10日までに決済方法変更希望手続きを事務局に届け出ること。(決済方法変更手数料 550円)

(レッスン参加禁止者)

第16条 次の身体疾患者は本スクールでのレッスン参加を禁止する。但し、治療後正常に戻った場合はその限りではない。

1. 心臓異常及び結核要注意者
2. 目及び耳に病気を持っている者
3. テンカン等卒倒性体質者
4. 法定伝染病、その他伝染性疾病のある者
5. 医師がトライアスロン(及び水泳、自転車、ランニング、及びそれに付帯する運動)禁止の必要を認めた者
6. その他医師によりトライアスロン(及び水泳、自転車、ランニング、及びそれに付帯する運動)が不相当と診断された者

(傷害事故等の場合における補償及び責任)

第17条 当スクールの施設内で会員が偶然なる事故により生命または身体を害したときには会員は補償を受けることができる。但し、会員は当スクールの指定する傷害保険に加入する義務を負い、その補償内容については保険の約款・支払規定によるものとする。

第18条 当スクールは会員に対して法的責任を負う事故に関しては、第17条によることなく損害賠償の責に任ずるものとする。  
→第16条に該当する者がレッスン参加した場合の事故に関しては、本スクールは損害賠償責任を一切負わないものとする。

(除名)

第19条 会員としてふさわしくない行為のある時は、本スクールの判断により除名処分を受けることがある。